

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月26日 12時30分ごろ
発生場所	長崎県南島原市大崎鼻東北東方沖 布津港湯田地区沖防波堤灯台から真方位056° 1.2海里（M） 付近 （概位 北緯32°42.0′ 東経130°22.8′）
事故の概要	漁船八幡丸は、北北東進中、また、遊漁船幸洋丸は、漂泊中、両船が衝突した。 幸洋丸は、船長及び釣り客1人が負傷し、船尾部外板の亀裂等を生じ、また、八幡丸は、船首部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 八幡丸、5.4トン NS2-10658（漁船登録番号）、個人所有 11.94m（Lr）×2.72m×0.83m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成4年11月20日 B 遊漁船 幸洋丸、3.81トン KM3-39896（漁船登録番号）、個人所有 9.93m（Lr）×1.99m×0.88m、FRP ディーゼル機関、209.60kW、昭和50年9月10日 第293-25807号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月21日 免許証交付日 令和元年11月28日 （令和7年10月17日まで有効） B 船長B 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年7月7日 免許証交付日 令和元年9月30日 （令和7年4月27日まで有効）

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 軽傷 2人（船長B及び釣り客1人）</p>
損傷	<p>A 船首部外板に擦過傷、船首部防舷材に割損</p> <p>B 船尾部外板及び船尾部ブルワークに亀裂、舵軸及びオーニング支柱に曲損等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m、潮汐 低潮時</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、大崎鼻南東方沖の漁場でたちうお引き縄漁の操業を行った後、令和2年11月26日12時20分ごろ大崎鼻北東方沖の漁場に向けて移動を始めた。</p> <p>船長Aは、操舵室の操縦席の上に立って天窓から顔を出し、足で舵輪を操作しながら操船に当たり、大崎鼻東南東方沖を約12ノットの対地速力で北北東進中、右舷船首方に数隻のたちうお引き縄漁船（以下「引き縄漁船」という。）を認めた。</p> <p>（写真1～写真3 参照）</p> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 A船（右舷方から撮影）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 船長Aの操船姿勢（再現）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真3 A船操舵室の天窓からの見通し状況</p> </div> </div> <p>船長Aは、左舷方の陸地と右舷船首方にある数隻の引き縄漁船の位置関係を見て、操業場所を検討しながら操船に当たり、最も南方にいる引き縄漁船の南側で操業を行うこととし、GPSプロッターで操業場所を確認するつもりで操縦席に下りたところ、船首方至近にB船の</p>

オーニングを認め、直ちに機関を中立運転としたものの、12時30分ごろA船の船首部がB船の船尾部に真後ろから衝突した。

船長Aは、B船の左舷側にA船の右舷側を横着けし、B船の釣り客1人と船長Bが負傷していることを認め、B船が浸水するおそれを考慮してB船の釣り客3人をA船に移乗させた後、118番通報を行い、B船の舵が損傷していたので、A船の船尾部からB船の船首部にえい航索を取って漂泊し、巡視艇が到着するまで待機した。

船長Aは、B船及び現場に到着した巡視艇と共に本事故現場で発生場所等を確認した後、自力航行により南島原市堂崎^{どうさき}港に帰港した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、大崎鼻東北東方沖で、船首部からシーアンカーを投入して船首を北北東方に向け、機関を中立運転として漂泊しながら遊漁を行っていた。

船長Bは、操縦区画にある椅子に腰を掛け、前部甲板の釣り客の様子を見たり、GPSプロッター兼魚群探知機で釣り場を確認したりしながら、周囲の見張りを行っていた。

(写真4、写真5 参照)



写真4 B船（船尾方から撮影）



写真5 B船（船尾方から撮影）

船長Bは、船尾方から他船の機関音が聞こえて振り向いたところ、船尾方200m付近にB船に向かって航行するA船を認め、これまで

	<p>にも漁船が話を目的で近づいて来たことがあったので、今回もA船がB船に用事がある近づいて来ていると思い、A船の様子を見ながら漂泊を続けた。</p> <p>船長Bは、A船の操舵室付近に人影がないように見え、A船が速力を落とさずB船に接近するので、危険を感じ、釣り客に危険を知らせるとともに、立ち上がって手を振りながら大声で叫んだものの、更にA船が接近し、釣り客と共に身を伏せた直後、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、釣り客の負傷の有無、B船の損傷状況等を確認し、所属する漁業協同組合に本事故発生時の連絡を行った。</p> <p>B船は、その後、所属する漁業協同組合の船舶により、熊本県玉名市横島漁港にえい航された。</p> <p>船長B及び釣り客1人は、27日に病院で受診し、それぞれ頸椎腰椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生場所周辺海域で操業を行う引き縄漁船は、横にいる引き縄漁船と0.2M以上の距離を保ちながら、船尾から海中に投入した漁具を南東方に向けて引き、北西方に引き返した後、南東方に向けて引くことを繰り返していた。</p> <p>船長Aは、A船から舷側が見える状態で操業している数隻の引き縄漁船を右舷船首方に認めた際、引き縄漁船より小型のB船を真後ろから見るように航行していてB船に気付いておらず、その後、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷方の陸地と右舷船首方の引き縄漁船の位置関係を見て操業場所を検討しながら操船に当たっていた。</p> <p>船長Bは、音響による信号を行うことができる手段として笛を備えていたが、本事故当時、笛を使用することに思い至らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大崎鼻東北東方沖を北北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷方の陸地と右舷船首方の引き縄漁船の位置関係を見て操業場所を検討しながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船から舷側が見える状態で操業している数隻の引き縄漁船を右舷船首方に認めた際、引き縄漁船より小型のB船を真後ろから見るように航行していてB船に気付いておらず、その後、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、大崎鼻東北東方沖において、船首部からシーアンカーを投入して釣りをしながら漂泊中、船長Bが、これまでも漁船が話をす</p>

	<p>る目的で近づいて来たことがあり、A船がB船に用事があって接近していると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大崎鼻東北東方沖において、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷方の陸地と右舷船首方の引き縄漁船の位置関係を見て操業場所を検討しながら航行を続け、また、船長Bが、A船がB船に用事があって接近していると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中の船舶の船長は、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。 ・ 漂流中の船舶の船長は、接近する他船を認めた場合、他船が自船に用事があって接近していると思わず、有効な音響による信号を使用して注意喚起を行うとともに、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

